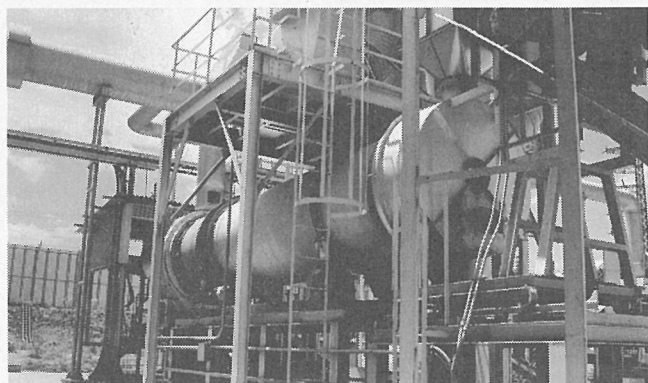


(株)海青

建設汚泥と汚染土壌の再生・リサイクルの専門領域を確立。



工事現場、工場から出る汚泥の収集運搬から再生・リサイクルと汚染土壌の改良・リサイクル、最終処分まで一貫したプロセスで環境保全と循環型社会への一翼を担う(株)海青(代表取締役杉原盛秀/尾張旭市晴丘町池上81-2)の中間処理施設を訪ねました。

同社はもともと産業廃棄物の最終処分業を行っており、現社長の体制に移ってから建設汚泥と汚染土壌の再生・リサイクル事業主体に切り換え、ここ5年間で中間処理プラントを設備し、営業体制の強化を図り専門領域を確立したことで、大きく成長を遂げています。

中間処理場は瀬戸市山路町にあり、分級・脱水設備を備えた第1中間処理場と乾燥・焼成施設の第2中間処理場、そして管理型処分場144,398m³が隣接しており、万全な適正処理体制を整えています。

第1中間処理場は平成8年1月に完成し、主に建設汚泥を分級・脱水施設で砂・砂利・粘土の3種類に選別され、砂は生コン原料に、砂利はコンクリート用に

リサイクルされ販売。最後に残った粘土状の汚泥は脱水しケーキ状にされ、第2中間処理場に運ばれてリサイクル再生品になります。

第2中間処理場は平成12年7月に完成し、ここでは今話題の汚染土壌の改良プラントが設備され、工場跡地などで汚染された土を運び、乾燥、焼成(約1,000℃)工程を経て無害化処理しています。また、第1中間処理場から運び込まれた脱水ケーキを真空土練機で造粒し含水率0%に乾燥され、ロータリーキルン炉で約1000℃で約1時間焼成し、冷却された後、粒状の焼成骨材が製品として完成。これは“カイセラボール”の商品名で園芸用土壌材として園芸店やホームセンター等で量り売りされています。また、国土交通省の指定材料として道路の中央分離帯の敷き砂利材として直接販売しています。その他建築材料のドレン材、路盤材、路床材等に、環境材料として緑化基盤材、水質浄化材、覆砂材等に利用されています。砂は建築用砂、焼き砂、抗菌砂等にリサイクルし、製品として活用されています。

収集運搬体制も31都府県市の許可を取り、全国規模の視野で取り組んでいます。

